入 札 参 加 届

令和年 月 日

佐賀県立鹿島高等学校長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

貴校発注の「鹿島高等学校大手門学舎 中講義室空調設備設置工事」の入札に参加したいので届け出ます。

なお、この届出書のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び下記の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

また、この届出に係る建設工事の請負契約の相手方となった場合において、下記の6の事項に該当する者を下請契約(2次以降の下請契約を含む。以下同じ。)又は資材、原材料の購入契約その他の契約(下請契約に係るこれらの契約を含む。)の相手方としていた場合においては、県からの求めに応じ、当該下請契約等を解除することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この届出書の提出日からこの届出に係る工事の完了までの将来においてこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴校が必要な場合には、下記の6の事項に関して佐賀県警察本部に照会することを承諾するとともに、照会で確認された情報を今後私が貴校と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- 2 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更 生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- 3 改札の日の6か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りをした者
- 4 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者
- 5 本工事の他の入札参加届出者と資本又は人事面において強い関連がある者
- 6 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等
- 注) 佐賀県暴力団排除条例 (平成 23 年佐賀県条例第 28 号) 第 2 条第 4 号に規定する暴力団等とは、 以下のとおりである。

- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、 法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を 営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。) に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- (9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人